

奥州市議会運営委員会 会議録

【日 時】令和7年2月10日（月） 10:00～11:39

【場 所】奥州市役所7階 委員会室

【出席委員】小野優委員長 千葉敦副委員長 及川春樹委員 千葉和彦委員 小野寺満委員
千葉康弘委員 廣野富男委員 阿部加代子委員 今野裕文委員

※3協議(1)は正副議長の出席あり

【出席委員外議員】佐藤正典議員

【欠席委員】高橋浩委員

【説明者】浦川総務部長 梅田総務課長

【事務局】鈴木事務局長 菊池事務局次長 佐藤事務局副主幹

【次 第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 令和7年第1回奥州市議会定例会の運営について
 - (2) 議会基本条例の検証作業について
- 4 その他
- 5 閉会

【概 要】

1 開会

○副委員長（千葉敦君） 議会運営委員会を開会します。委員長の挨拶後、協議事項について委員長が進めます。よろしくお願いいたします。

2 委員長挨拶

○委員長（小野優君） 本日は、高橋浩委員が欠席となります。

今日は、今週から始まる令和7年第1回奥州市議会定例会の運営について、あとは、議会基本条例の検証作業を進めて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

3 協議事項

(1) 令和7年第1回奥州市議会定例会の運営について

○委員長（小野優君） 協議事項に入ります。

(1) 令和7年第1回奥州市議会定例会の運営について、①市長提出付議事件について、当局より説明をいただきます。

浦川総務部長。

○総務部長（浦川彰君） それでは、提出議案の一覧に基づき説明をさせていただきます。

まず、諮問第1号から第4号までですが、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、第1号は水沢の本城清さん、第2号は胆沢の及川直文さん、第3号は前沢の小野寺弘子さん、第4号は衣川の渡邊葉子さんをそれぞれ推薦したいというものです。

議案に入りまして、議案第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて、前沢の猪股登紀子さんをお願いをしたいという内容です。

この方は、前沢北こども園長等を経験なさった方ございまして、前任者は胆沢の高橋キエさんが任期満了ということになります。

以上の諮問第4号までと議案第1号は、初日即決をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

議案第2号、奥州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、こちらは国の誰でも通年制度に対応するための条例の制定です。

議案第3号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、刑法が改正になりまして、今まで使っていた懲役、禁固という言葉が廃止されることになりました。代わって拘禁刑が創設され、これに基づいて各種条例を整理する内容です。

議案第4号、奥州市商工業振興審議会条例の一部改正について、令和7年度から商工労政課という新たな課が生まれ、そちらが事務局を担うということで条例の一部改正します。

議案第5号、奥州市市営住宅管理条例の一部改正について、パートナーシップ制度の導入に伴い、公営住宅の入居者の要件を拡大するという内容等での条例の一部改正です。

議案第6号、奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について、市の給与制度に準じて合わせるための条例の一部改正です。

議案第7号、奥州市バス条例の一部改正について、こちら道路交通法の一部改正に伴い、引用する条項を改める内容になっております。

議案第8号、奥州市岩手県競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部改正について、今年度4,800万円ほど返還されるということで、残金が80億6,000万になったということに伴っての条例の一部改正です。

議案第9号、奥州市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について、特別措置法が一部改正になり、特定空き家になる恐れのある、管理不全空き家というものが今度できるようでございます。こちらの規定が追加される内容になっております。

議案第10号、奥州市個人情報の保護に関する条例の一部改正について、文言整理等による一部改正です。

議案第11号、字の区域を変更することに関し議決を求めることについて、広表工業団地の整備事業に関する字区域の変更の内容です。

議案第12号、市道鐙田多賀線多賀大橋跨線部耐震事業に伴う東北本線水沢・金ヶ崎間471キロ588メートル付近多賀大橋跨線部耐震補強工事の変更協定の締結に関し議決を求めることについて、請負契約の変更で、3,200万円ほど減になる変更契約をしたいという内容です。

議案第13号、国見平スキー場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、指定管理者は、株式会社北日本リゾートで3年間お願いしたいという内容です。

議案第14号、胆沢西部辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更に関

し議決を求めることについて、奥州湖交流館の改修に伴って本計画を変更しようという内容です。

議案第15号、財産の処分に関し議決を求めることについて、江刺フロンティアパークⅡの第2期分譲区画、こちらを株式会社フジキンさんに売却しようとする内容です。

議案第16号、市道路線の廃止及び認定についてで、廃止22路線、認定20路線の内容です。

議案第17号、令和6年度奥州市一般会計補正予算第13号です。

歳入歳出とも6億5,522万2,000円の減で、基本的には今年度の事業費見込みによる補正増だったり減だったりの補正です。

それから、これが第13号補正ですが、実は昨今の降雪の影響で除雪費用の補正が必要となっております。ちょっと当初には間に合いませんので、議案審議の日までに議案の追加提出をさせていただきますので、議案審議の当日審査、それからその前段の議会運営委員会の開催について、お手間をおかけしますが、よろしくお取り計らいをお願いいたします。除雪の関係で第14号補正が予定されているという部分です。

以下、各会計の補正予算になっておりますが、内容についてはいずれも、今年度の事業費見込みによる補正になっております。内容については省略をさせていただきます。

議案第18号は国民健康保険特別会計補正予算第4号、議案第19号は高齢者医療特別会計補正予算第3号、議案第20号は介護保険事業補正予算第6号、議案第21号はバス事業特別会計補正予算第1号、議案第22号は米里財産区特別会計補正予算第2号、議案第23号は工業団地事業特別会計補正予算第2号、議案第24号は水道事業会計補正予算第3号、議案第25号は下水道事業会計補正予算第3号、議案第26号は病院事業会計補正予算第6号となっております。

以上が補正予算の分です。

議案第27号から議案第36号まで、こちらは新年度予算となっております。

予算審査特別委員会の開催について、よろしくご配慮をお願いいたします。

それから最後、今時点で追加事件を予定しているものでございます。

報告第1号として水沢中学校の請負契約の変更を予定しておりますし、報告第2号では広表工業団地の請負変更契約を予定しています。いずれも金額は精査中です。

議案第37号は、手数料条例の一部改正ということで、岩手県手数料条例の一部改正があったということで、それに基づいて市の条例を改める一部改正です。

議案第38号は、江刺ふるさと市場条例の廃止ということで江刺ふるさと市場を廃止したいという内容、それから、議案第39号でその財産を譲渡及び貸付に関し議決を求める内容について、こちらも審議をいただきたいという内容です。

議案第40号は、一般会計補正予算第14号とありまして、第15号という形になるかと思います。

議案第41号、令和7年度奥州市一般会計補正予算第1号ということで、こちらを今予定しております。

それから載っておりませんが、今まだ予定でございしますが、監査委員の任期が切れるということで、1名の議決を今、そこに向かって精査している内容でございます。

以上が本議会にお願いする議案の一覧でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小野優君） 説明ありがとうございました。

この件について質問等ありますでしょうか。

< 「なし」との声あり >

○委員長（小野優君） ありがとうございます。説明者退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開いたします。

②会期について、③議事日程第1号について、④請願の委員会付託について、⑤一般質問について、⑥予算審査特別委員会の設置について、以上、まとめて事務局の方より説明をお願いいたします。

鈴木事務局長。

○鈴木事務局長 最初は、②会期についてです。5ページ、令和7年第1回奥州市議会定例会予定表をご覧ください。

今期定例会は、2月14日（金）から3月14日（金）までの29日間を予定しております。

初日の2月14日（金）は、市長の施政方針演述、教育長の教育行政方針演述、議案等の審議に入って即決は人事案件で5件、人権擁護委員候補者の推薦4件、教育委員会委員の任命同意1件、一括議題説明35件で終了です。

2月17日（月）は、各常任委員会の開催日といたします。

2月18日（火）は、市長並びに教育長の演述に対する質問、一般質問は21名の議員から通告がありましたので、2月19日（水）から26日（水）までの5日間の日程で行います。

2月26日（水）の一般質問終了後から28日（火）までが議案の審議となります。

2月28日（金）には議案審議終了後に予算審査特別委員会を開いて、正副委員長の互選を行います。ただし、議案審議が予定の28日（金）よりも早く終了した場合は、同日に互選を行います。

3月3日（月）から11日（火）までが決算審査特別委員会となります。

3月12日（水）、13日（木）は、常任委員会の開催日、3月14日（金）が今期定例会の最終日で、議案審議、各委員長報告となります。

次に、③議事日程第1号についてを説明いたします。7ページをご覧ください。

記載はありませんが、開会前に行います市民憲章の唱和での前文朗読は、25番、小野寺重議員をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名ですが、今回は、16番瀬川貞清議員、17番千葉敦議員、18番廣野富男議員の3名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定は、29日間。

日程第3、諸般の報告は、市長から議案等40件の送付があった旨の議長報告並びに監査報告です。

日程第4、請願等の委員会付託です。今回は請願1件で、総務常任委員会の案件となります。内容につきましては、後ほどご説明いたします。

日程第5、市長の施政方針演述、日程第6、教育長の教育行政方針演述です。

日程第7、諮問第1号から、日程第10、諮問第4号までの4件は、人権擁護委員候補者の推薦で即決です。

日程第11、議案第1号は、教育委員会委員の任命同意で即決。

日程第12、議案第2号、日程第13、議案第3号は、条例の制定。

日程第14、議案第4号から日程第20、議案第10号までは、条例の一部改正で8件。

日程第21、議案第11号は、字区域の変更。

日程第22、議案第12号は、請負変更契約の締結議決。

日程第23、議案第13号は、指定管理者の指定。

日程第24、議案第14号は、辺地計画の変更。

日程第25、議案第15号は、財産の処分。

日程第26、議案第16号は、市道路線の廃止と認定。

日程第27、議案第17号から、日程第36、議案第26号までの10件は、令和6年度補正予算。

最後に、日程第37、議案第27号から、日程第46、議案第36号までの10件は、令和7年度予算となります。

議案等の内容につきましては、先ほど総務部長から説明のあったとおりです。

次に、④請願等の委員会付託についてです。10ページをご覧ください。

請願第10号、件名は、消費税インボイス制度の中止を求める意見書採択についての請願。

要旨を読み上げます。

長引く物価高が国民の生活を直撃し、多くの中小業者が「経費の節約をしてきたが、もう削るものがない」という状況です。税金や社会保険料の納付に行き詰って倒産する企業数が過去最多となっています。

消費税の適格請求書保存方式（以下、インボイス制度）導入後、はじめての通年での課税期間を迎え、中小業者の間で大きな混乱が生じています。

2024年10月27日に行われた総選挙では裏金・金権腐敗政治に厳しい審判が下され、消費税減税、インボイス廃止を掲げた政党が議席を増やしました。

世界では110の国・地域が消費税に当たる付加価値税を減税し国民の生活と中小業者の生業を守ろうとしています。

ところが自公政権は、売り上げ1,000万円未満の小規模事業者を課税事業者にするインボイス制度を導入することで、それらの業者の負担が価格に跳ね返り国民に更なる値上げを強いることとなりました。社会保障のためと繰り返し説明しながら消費税を引き上げてきましたが、医療・介護・年金・教育のどれをとっても国民負担は増えるばかりです。

インボイス制度は、中小企業者の経営を圧迫し、国民に新たな負担を強いるばかりであり、景気回復のためにも悪影響が生じています。税の専門家は、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止・縮小できる財源が生まれると試算しており、インボイス制度の廃止は可能です。

以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

提出者は、国民大運動実行委員会議長、紹介議員は千葉敦議員、瀬川貞清議員の2名。付託先は、総務常任委員会です。

次に、⑤一般質問について、を説明いたします。15ページをご覧ください。

2月6日（木）と7日（金）に通告を受け付けたところ、21名の議員から通告をいただきました。質問の内容等につきましては、資料記載のとおりでございます。

最後に、⑥予算審査特別委員会の設置についてです。18ページ予算審査特別委員会審査予定表をご覧ください。

1件目は、正副委員長の互選についてです。

「奥州市議会運営等申合せ事項」により、予算審査と決算審査の特別委員会の正副委員長は、正副議長を除いて議席番号の多い順から順番に行うことと決まっております。

従いまして、今回は、委員長が阿部加代子議員、副委員長が飯坂一也議員となります。

2件目は、予算の審査方法についてです。

審査方法につきましては、従来どおりの方法により、部門ごとに3月3日（月）から11日（火）までの正味7日間で審査を行います。

ここで、1点補足説明をいたします。3月3日（月）の欄をご覧ください。これまで一体で審査を行っていましたが、今回から「政策部門」と「総務部門」をそれぞれ別に審査を行うものです。

以上②から⑥まで、ただ今ご説明した内容で、今期定例会を運営することについてお諮りするものです。

説明は、以上でございます。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。

今までの部分に関して質問等ありますでしょうか。

阿部委員。

○阿部委員 一般質問について、今回、新医療センター、総合水沢病院に関しての質問が多数あるんですけども、ある程度会派では内容を調整してこういうことになっているのか。例規とかには決め事はないんですけどもある程度会派で話し合って、せめて会派だけでは重ならないようにということで今まで来ていたと思うんで、その辺の話し合いが各会派でなされているのか伺いしたいと思います。

○委員長（小野優君） という確認をしたいという事項ですので、各会派にちょっとお聞きしますけれども、奥和会さん、どのような形でしたでしょうか。

○小野寺委員 奥和会ですけれども、特に今回は打ち合わせしませんでしたけれども、ぶつかってはいなかったです。

○委員長（小野優君） みらいさんお願いします。

○廣野委員 中身は重なっておりません。

○委員長（小野優君） 共産党さん。

○今野委員 1番議員に代表で質問してもらいます。

○委員長（小野優君） 新奥会。

○及川委員 一応確認しております。

○委員長（小野優君） 他に質問等ありますでしょうか。

＜ 「なし」との声あり ＞

○委員長（小野優君） では定例会はこのように進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

協議事項の(1)については、ここまでといたします。

(2)の前に、議長、副議長が退席となりますので、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

(2) 議会基本条例の検証作業について

○委員長（小野優君） 再開します。

協議事項(2)、議会基本条例の検証作業について進めて参ります。

事務局説明をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 1月31日の議会基本条例の検証に引き続き、基本条例の検証作業の説明です。

資料は、一覧表で、2月10日と入っている項目になります。

早速、前文から説明をします。

検証項目は前文で、条文は、常々ご覧のとおり、条例を作ったときの思い、合併を経て、議会活動をこのようにやるべきだという概念的な部分、理念的な部分が規定されています。

検証内容は、的確に規定されていますかという内容になりますし、取組項目ではないため取組事項の実績を省略する形になっております。前文ということで、大前提ということで常に念頭に置いて取組をされているのではないかと思います。

参考として、前文としてはどういうものなのか、前回と同じ内容になりますが記載してありますので、改めてご確認をいただければと思います。

2ページ目、段階評価は取組事項ではないため、段階評価をしないということになっています。

管理評価は、それぞれの会派さんから3～4と評価がされており、均して切り捨てして、3で改正は不要となっております。

読み上げますと、前文は議会議員の在り方を述べ、その達成のために議会基本条例を制定することを述べて理念として規定されており、見直しは不要であるが、時代の変化や現在の地方議会を取り巻く状況を踏まえて、奥州市議会としての行動姿勢を明確に示す必要がある。

新奥会さんから意見が出されていて、「市民の意思を市政に適切に反映し」とあるが議会はワールドカフェ方式、当局はパブリックコメントに市民意見を得ているが民意について両者の市民理解に乖離が見られる。また、議会として、市民の意見を適宜に取り入れる取組をしているとは言いがたい、というような意見が出されております。

今後必要な取組として、奥州市議会として改革を推進し、行動していく姿勢を明確にするとともに、各条に規定する取組の実行により市民の福利向上につなげるよう、持てる権能を遺憾なく発揮していく必要がある、と書いているところです。

奥和会さんからは、前回奥和会が指摘した、議会の行動姿勢が条文に反映されていないのか、条文の見直しが必要であるという意見が出されております。

矢印として、前回奥和会さんが指摘した事項は、地方議会が求められる事項の羅列ではなく、オール奥州としての取組や改革の推進等、奥州市議会として行動していく姿勢を明確にし、市民に分かりやすく整理した内容に改正する必要がある、ということで出されております。奥州みらいさんからは、議会活動により、市民福祉向上につなげていく。新奥会さんからは、当局と議会との間で民意のすり合わせをする場面が必要では。市民と議員の懇談会の数を増やすほか、テーマ設定に工夫が必要では、という意見が出されております。

奥和会さんから前回出された意見の部分について私も経緯が分からなかったので過去の資料を見てみたんですけども、なかなかはっきりとこの取扱いがどうなったのかっていう部分がかかれている部分がなかったんですけども、前回の検証で議会改革の項目を検証しているときがあるんですけども、前回の検証でその部分を改正する中で、前文と条例第1条と、あとその議会改革という部分の書きぶりを様々比較検討する中で、おそらくこの部分が議会改革に該当する部分に盛り込まれたという内容で、前文の改正までに至らなかったのではないかなという部分がある、過去の経緯を読み取ると確認できる部分でありますので、一応お知らせさせていただき、もし条例改正が必要だということになるのであれば、もしかすると奥和会さんの管理評価が3ではないのかもしれませんがその辺りもこの中で確認をさせていただければと思います。

説明は以上です。

○委員長（小野優君） まずこの管理評価の数値に関して、奥和会さんから何か補足があれば。

○小野寺委員 奥和会ですけども、ありません。

○委員長（小野優君） 廣野委員。

○廣野委員 廣野ですが、管理評価の3っていうのは、四捨五入ですか、切捨てですか。

○委員長（小野優君） 佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 全会派の数字を足した上で、会派の数で割って切り捨てという評価になります。

○委員長（小野優君） いいですか。

まず、管理評価は3と議運の評価として定めさせていただきたいなと思うんですけども。それ以外の部分で、奥和会さんから掲げられていました、前文の条文改正ですか。盛り込んでいくかというところに部分に関してですけども、こちらの方も皆さんからご意見をいただきたいと思いますが、なかなか今この場で、変える、変えないって話にならないと思うんですけども、まずご意見等いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

小野寺委員。

○小野寺委員 小野寺です。

いずれ条例検証、前の任期のときにやったわけですけども、その際に今私たちが言っていることについての協議をはっきり議運でやられたのかどうか、やった後のことを報告されていないような気がするんです、はっきり言いまして。なので、そのような形に書いたんです。多分、検証されたんでしょうけれども。結局、3なので、条文を直せっていうことではないので、2であれば直せってことですが、3なので直さなくてもいいんですけども、こういうことがあるんじゃないのかっていうことで書いたわけですので、その検討を議運でされたのかどうかお聞きしたい。

○委員長（小野優君） 菊池次長。

○菊池次長 詳しい経過は分かりませんが、前回については、奥和会の方からは、前文については、当初、管理評価が2っていう評価で上がってきていますが、報告書の段階では、2じゃなくて4になるっていう形で取りまとめている資料が残っています。

なので、この前回の議運の中の取りまとめをしている段階で、話し合いの中で2じゃなくて、奥和会も他の会派と同様に4でいくっていうような話し合いがなされたのではないかなと、想像でしかないです。議事録とか確認しないと分からないんですけど、いずれ、すべての会派が4ということで、見直しも今は今までどおりの取組でよいという評価をしたということでもあります。

で、特に奥和会から求められていた部分、検討したということは、ここの前文に瑕疵はないとこちらとしては理解しているところです。

○委員長（小野優君） 小野寺委員。

○小野寺委員 小野寺です。それが奥和会の中で、報告がなかったんじゃないかなと思って、私は前の検証を見て、今回私が作ったんです。大変すいません内部でコミュニケーション不足だということであつたものですから、この辺でとどめます。

3ですので、特に直せっていうことではない評価だと認識していますので、このままとしていただければ助かります。

○委員長（小野優君） まず、今回も条文改正には至らない、管理評価も3にはなりますけれども、条文改正には至らない、ただし取組という部分で、奥和会さんからいわゆる、奥州としての取組はという部分がこれから議会として求められる部分であろうし、新奥和会からも指摘されている部分もあるので、あとは前回もありましたけども、今後必要な取組の部分に関して、もう1度文章を調整させていただいて、再度皆さんに作文が終わった上で、協議し、確認していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

廣野委員。

○廣野委員 それで結構だと思うんですが、全回指摘した事項のこの前文っていうのは、例えば、なんか、例文を提示までされたのだからどうか。それこそ、例えばこれが残るわけですよ。1つの記録として会議録が残るので、ここは返す必要があるって言われているとすれば、例えば、こういうふうに考えているっていうのを出してもらった方が後々みんな議論するときに、それが、参考になるのかなってちょっと感じたのでその辺の取扱いだけ確認して終わります。

○委員長（小野優君） 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開します。

菊池次長。

○菊池次長 すいません。何回も発信してすいません。

今配信したのが、前回、奥和会の方から出されたチェックシートの前文のページ。

評価は、当初2ということで出されていて、取りまとめ段階の最後の成果品というか、今配信しましたが管理評価のところは2から4に変わっている状況になっています。

それで、管理評価が4であれば、今までの取組がそのままいいということになりますし、管理評価が3であれば、取組をいずれ見直さなきゃないということになりますので、もし、今回も3でいくということであれば、今後どういう取組をしなきゃならないかということを話し合う必要があるということになろうかと思います。

○委員長（小野優君） いずれ今回は条文改正までは求めないという結論になるとと思いますので、前回の提案事項という質問が今ありましたけども回答は今事務局がおっしゃったとおりです。

いずれ改めて、こちらの文章を再度調整して皆さんに協議していただきたいと思いますので、その方向でどうぞよろしくお願いいたします。

では、次の項目に移ります。

説明をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 続きまして、第1条は、条例の目的です。条文は、変わりがないのでここに書いてあるとおりという中身になっております。

議会基本条例の目的が的確に規定されていますか、取組事項について実績は省略する内容になっております。

2ページ目、段階評価を飛ばして、管理評価は、各会派さんから、3～4の評価が出ております。平均して、切り捨てますので3という評価、条文改正はいらないという内容になります。

目的について不足なく規定されており見直しは不要である。

なお、見直し不要との管理評価であるが、議会の在り方だけでなく、議員の在り方について規定すべきとの指摘があったということで括弧書きをしております。

奥和会さんから、前回の管理評価の見直し事項が見直されていない。前回の内容が、条文のはじめに、「議会及び議員」とされているが、中段の「議会の在り方を明らかに・・・」の部分に、「議員」が欠落していることから、議員も含めた目的とするために、「議員」を明示する必要があるのではないかという内容になっております。

新奥会さんからは、マニフェスト研究会の評価が高いようだが、内部的に見れば、議会改革は一向に進む気配がない。議員一人一人の意識改革とともに、試験的にも現状から脱却する議会運営が必要であるということで理由が出されています。

今後必要な取組ですけれども、議会基本条例に求められる目的に変化がないか常に意識していく必要がある。また、改革に向けては、議会改革に繋がる内容を試験的にでも取り組んでみる姿勢も必要である。

奥和会さんからは、前回奥和会が指摘した、議会の行動姿勢が条文に反映されていないのではないかということで出されております。これは先ほどの部分と同じですけれども、①の部分、条文中段の「議会の在り方を」の部分で「議会及び議員の在り方を」に改正する。それから、②、条文前段の「議会及び議員の責務及び活動に」の部分において「及び」が重複していることから、「責務並びに活動に」に改正する。

それから、奥州みらいさんからは、議会基本条例が時代に合っているか常に意識していく。

新奥会さんからは、改革案には試験的にでも行う、という意見が出されております。

この指摘された部分、若干私も調べてみたんですが、まず1つ目の議会及び議員のという部分については、確かに最初の方に議会及び議員とあって、2回目に出てきたときは議会でとなっている部分が気になる部分ではあったんですが、3ページ目の最後に地方自治法の改正の条文があったので、載させていただいたんですけれども、令和6年4月1日施行の地方自治法改正で第89条の議会の設置というところに、第1項のアンダーラインを引いた部分で、地方公共団体にその議事機関として、地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置くという形で、議会は議員をもって構成されているという規定が去年の4月からできたという部分が確認できました。

改正前は下の方にあるんですが、普通地方公共団体に議会を置くとしかなかったのが、議会が何で構成されているかっていう部分がなかったのかなと感じ取った部分でありました。

ですので、今現在は、議会は議員でもって組織されているという部分が法律で書いてあるので、

この部分をあえて規定しなくてもいいのではないかなという部分が1つ感じ取った部分です。それから、②番の部分、及びが重複しているっていう部分は、確かに及びが続いているように見えるんですけども、どこで区切るかによってちょっと読み方が変わってくるのかなと思ひまして、議会と議員が並んでいて、その責務及び活動という捉え方で、一旦区切られているので、ここは使い方としては誤ってはいないのではないかと私は捉えましたので、改正は不要ではないかということ事務局としては感じたということで補足させていただきます。

説明は以上です。

○委員長（小野優君） という説明がありまして、条文を改正するか、しないかという話の部分あったんですけども、直した方がいいのではないかという奥和会さんからの提案があった一方で、先ほどと一緒に評価が2ではなく3というところでしたけども、今の事務局の説明を聞いて奥和会さん、いかがでしょうか。

○小野寺委員 説明分かりました。そうしますと逆に言うと、第1条のこの条例は議会及び議員の責務の議員は要らないってことでの解釈で、逆にまた直さなきゃないってことになるのではという疑問です。

及びについては書きぶりですので、これは決まった方法があるのであればそれはそれで行ってOKだと思います。

副主幹の説明の中で、議会は議員が構成しているとあるのだから議会でいいのだというのであれば、最初の分の議員は逆にはいらないということになるのではないかなと思ひました。

以上です。

○委員長（小野優君） 阿部委員。

○阿部委員 阿部です。条例をつくったときに、議員の倫理条例、本来は別につくりたかったのですけれどもそこまでの余力がなくて、議会それから議員の責務の部分。倫理条例に本来、別個でつくりたかったものを、この条例の中にちょっと含めた部分があるので、そういう意味もありながら、議会及び議員だった気がしました。

○委員長（小野優君） 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 小野寺委員。

○小野寺委員 私出しました後段の議会の在り方の前に、議員を入れればっていうのは撤回します。というのは議会の在り方ですから、でも、阿部委員がおっしゃったように、多分、条例基本条例は議会であるけれども議員も自覚しなさいよという意味で作られたんだろうと思ったから、私、議会の次に及び議員も入れたほうがいいんじゃないかなと思っただけですので、でもよく読めば、議会の在り方についてということだから、そこはそれでこのままでいいのかなと思ひます。

以上です。

○委員長（小野優君） 奥和会さんから提案されてきた内容は、ということでしたのでここも再度文言、文章の調整させていただいて成案にした形で、改めて確認させていただきますが評価としては3ということで条文の改正を伴うまでは求めないというところでまとめさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願いいたします。

次の項目をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 続きまして、第2条の2で、災害時の議会対応、前回の検証で新たに条項が追加された部分です。

条文は記述のとおりです。検証内容は、①議会は災害時においても、議会機能を的確に維持する取組を実施していますか、②議会は災害時、議会、業務継続計画に基づき行動できていますか。

前回の議会基本条例検証を受けて、第2条の2を追加する条例改正を行い、大規模災害や感染症蔓延などの災害時であっても、二元代表制の趣旨にのっとり、議決機関、市民の代表機関としての議会が市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに、市民の安全安心を確保するため、迅速な意思決定と多様な市民ニーズを反映するという議決機関としての機能を維持しなければならないことを定めた災害時の議会の行動基準として、奥州市議会業務継続計画、議会BCPを令和2年12月に定め、これに基づき行動することで、災害発生時には、早期の議会機能の回復が図られるよう努めることとしている。

訓練は、市議会で年1回の災害時、議会対応訓練を実施しているという状況です。

段階評価は、各党派さんから、A～Bということで出されておりまして、平均すると大分高い評価になるんですが、切り捨てでB評価となります。

市議会として毎年訓練を実施しています。

管理評価の理由は、条文の見直しは必要なしということで、4～2、公明党さんから2ということで出てきておりますけれども3という形で条文改正は不要という形になるんですけれども、新奥会さんから災害時を予想して訓練を行っているので、予測、予備知識として浸透しているように思えるが、激甚指定の際の議決機関の機能が見えない。それから、公明党さんからは市内に残る議員数を明確に規定しておく必要があるのではないかということで、2の評価ということになっております。

今後必要な取組ですけれども、訓練は実施しているけれども、どのような災害が発生するかは予想がつかない。あらゆる災害を想定した訓練が必要であり、その取組を進めていく。奥和会さんからは、災害想定を変えて臨機応変に対応できる訓練の実施、奥州みらいさんからは、災害時に必要な機能をその都度見直し改正していく。災害時を想定し、メールでの議決訓練まで行う必要がある。新奥会さんからは、激甚指定を受けた際の必要とされる議決内容について、被害段階に応じたシミュレーションをしておくべき。公明党さんからは、視察等で市内を離れる際、過半数が残るよう議員、事務局は意識すべき、という意見が出ています。

以上です。

○委員長（小野優君） まず段階評価の部分ですけれども、新奥会のみがBという段階評価でして、ここは感覚の部分があるとは思いますが、条文の目的を7割から9割程度達成しているBだと。条文の目的を4割から6割ほど程度達成しているという部分の話になる。評価はちょっと今数字を数値をいじるかどうかというところがあるので、先に管理評価に進めます。いわゆる、段階評価においてもこの取組の内容が今やっている内容、それから行動するかという部分、評価のポイントがそこになると思うので、改めて管理評価を先に確認させていただきたいです。まず公明党さん、残っている議員が半分以上残したほうがいいよねという部分ですけれども、管理評価2ということでそれは条文にも規定を盛り込んだほうがいいのかどうか、まず確

認させていただきます。

阿部委員。

○阿部委員 大規模災害があったときに、遠くまで視察に行っている議員が過半数以上で戻ってこれない場合も考えられる訳です。なので何かそういうのを明記しておかなければいけないのではないかと感じております。

○委員長（小野優君） 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） ではちょっと、改めてこの基本条例の文言として規定すべきなのか、申し合わせ事項にもちゃんと文章化されているかどうかというのをちょっと確認する時間をとりたいのでちょっと。

今日この段階では、この第2条の2の部分に関しては、まず、こういったことがありましたという確認、情報共有だけ止めさせていただいて、また別の機会に改めて、情報を収集した上で、今後必要な取組事項、それから管理評価、条文を変えるかどうか、付け加えるかどうかという部分を再度協議させていただきたいと思いますので、まずこの部分に関しては今日ここまで止めさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

< 「よい」との声あり >

では第2条の2についてはここまでとさせていただいて、次の項目、お願いいたします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 続きまして第10条の2です。これまで条文が項で分かれているときは、第1項と第2項に分けて検証してきたんですが、第10条の2は第1項と第2項分ける意味がありませんので、第1項と第2項をまとめて検証での資料作成をさせていただきました。

検証項目は、情報通信技術の活用で、前回の検証で新たに付け加えた条文です。

情報通信技術の活用ですが、第10条の2の第1項は平常時の情報通信技術の活用ということで、第2項は災害時、感染症蔓延時など、やむを得ない事由が発生したときの情報通信技術の活用です。

取組実績、取組内容、検証内容であったり取組実績ということになりますけれども、議会活動を円滑かつ効率的に行い、迅速な情報を共有に資するため、情報通信技術の積極的な活用を行うことができますかということにつきましては、取組実績の上の方、①から⑩までの項目、いっぱい書きましたけれども、いわゆる議会改革であったり情報通信技術の活用の部分が結構大きい部分がありましたので、タブレット端末の導入、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムの導入など、それから⑩の請願のオンライン受付の開始に至るまで、各種情報通信技術の活用という取組ができていると思いますし、それから下から8行目に、やむを得ない事由により、会議に参集することが困難なとき、議会活動継続のため、情報通信技術の積極的な活用を行うという部分につきましては、平時と重なる部分があるんですけども、①として、LINEWORKSの導入ということで、平時の情報を伝達手段だけではなくて、災害時の情報伝達手段、写真の収集の手段としても使うことができる想定をされているということで取組を進めていますし、②として、Zoomでの本会議対応で、オンライン本会議として一般質問をオンライン上で行うことができるようシステムを改修し、また会議規則も改正して体制を整備し、取り組んでいます。

2 ページ目、段階評価です。各会派さんから、A～B の評価で切り捨てになりますと B 評価ということになるということです。

タブレット端末、各種 SNS を平時、災害時の双方で活用するなど、前任期までに取り組んでいた事項を継続するほか、本会議では一般質問も Z o o m できるよう整備するなどの取組をすることができた。また、取組内容を I C T 推進方針にまとめることができたとして B の評価となっております。

管理評価は、見直しを不要とし、新奥会さんからは、2 の評価ということで出されておりますけれども、合計して切り捨てしますと 3 ということで、条文の見直しは不要であるという内容に数字上はなります。今後必要な取組ですが、業務の効率化等の観点からさらに他市の先進事例等を研究し、議会機能の強化を進める必要がある。

新奥会さんからは、通信ネットワーク、W i - F i 環境整備を進める必要を感じると。生成 A I 等、新技術も発展していることから、文言として、情報通信技術を情報処理・通信技術とすべきではないかという意見が出されています。

若干の補足ですが、参考事項として、指摘があった情報通信技術を情報処理・通信技術にすべきという部分について、確かにそういった文言で使われるケースもあるとは思いますが、市の情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例が令和 5 年に制定されていまして、そちらにおいてもまだ情報通信技術という文言で規定されておりますし、そちらの条例で引用している国の法律においても、まだ、情報通信技術という文言でしか定義されていないとなったときに、新たに議会で言葉の定義をするとなるとなかなか難しい部分もあるのかなと思ひまして、ここは国の状況も意識しながら、すぐの改正という形ではなくて、国で使われる文言の変化を見極める必要があるのではないかと捉えているところです。

以上です。

○委員長（小野優君） 説明ありがとうございます。

まず、こちらをちょっと先に、管理評価の条文改正を新奥会で求めている部分がありましたけれども、事務局の説明がそうであるというのであれば、まず、条文改正のところまではいかないのではないかという話でしたけれども、この点、新奥会の及川議員、文言はこの情報通信技術のままです国の方もそうなっているので、改正をする必要はないんじゃないかという事務局の説明でしたけれども、ということであれば、まず、今回も判断としても条文改正が必要ないという判断でいいのかというところを確認させていただきたいです。

○及川委員 そのような説明だったので、いずれ現状はこうだってことで、認識しました。

○委員長（小野優君） そこで評価を 2 から 3 に変えたとしても数値としては 3 になりますし、段階評価も均しても B ということですので、段階評価は B、管理評価は 3 というところで評価の方は定めさせていただきたいと思ひます。

あとは、今後必要な取組という部分も、ここに文章もありますけれども、業務の効率化等の観点からさらに他市の先進事例等を研究し、議会機能の強化を進める必要がある、というところで、今までやってきたことの取組実績の説明もありましたけれどもこれを着実に進めていくということなのかなと思ひますので、段階評価、管理評価の値もこうですし、それから、評価及び今後の取組という部分もこの部分で議運としての評価に定めさせていただきたいと思ひますけれども、

ご異論等ありますでしょうか。

無ければ、このように、定めさせていただきます。

では、次の項目をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 続きまして、第15条は、議員定数の改定です。

条文は、第15条、委員会又は議員は、議員定数の改定について提案する場合は、市民の意見を踏まえ、市政の現状と課題を十分に考慮するものとする。

検証内容としては、①、②と掲げているとおりです。

取組実績ですけれども、市民の意見ということで、こちらは昨年末に開催した市議会市民フォーラムの開催で、議会として初めての取組で、市内各地域に入り、議員のなり手不足をテーマとして、ワールドカフェ方式で意見交換、参加者アンケート等を実施した取組を行っています。

②として、市政の現状と課題の考慮で、市政調査会の方では、有識者を招いて、全国や奥州市の現状や課題について研究を行うということで、令和4年度4回、令和5年度1回開催しましたし、それから議員の活動実態調査を令和4年10月から令和5年の9月にかけて1年間実施した。それからヒアリング調査を、令和5年6月から10月に実施した。それから、全国市町村の状況と奥州市の現状を比較した調査研究を実施したという内容です。

また、イ、広聴広報委員会で市民アンケートの実施で、令和6年6月に、議会や議員に関する自由意見等を聴取、ホームページや市議会だよりでいただいた意見等を公表したということです。

なお書きの部分ですが、これまでの検討結果及び市民からの意見を踏まえて、令和7年3月末までに定数に関する方向性を定める予定としている状況です。

段階評価ですが、評価がなかなかできないという理由で空欄の会派さんもありましたが、出された会派さんはA又はCという評価で出されております。この場合は、出されたものを足し、出された会派の数で割って、C評価としています。

段階評価の理由ですが、令和4年の改選時における選挙が無投票だったことを受けて、取組事項を進めている段階である。

奥和会からは、取組を始めたばかりであり評価できない、奥州みらいさんからは現状のまま、新奥会さんからは前回の無投票についてこだわっていて本来議論するべきところが見えていない。定数についての提案者は議会であることの自覚を持つべきであるという意見が出されています。

管理評価です。こちら、奥州みらいさんからは評価なしでありましたが、他の会派さんの評価を足してその数で割り、3の評価、管理評価の理由としては、本条文は不足なく規定されており、改正は不要である。奥和会の意見は、条文の見直しが必要なし、新奥会さんは委員会という表記の意味は何かということで疑問点が出されている状況です。

均した評価は改正必要なしですが、改正必要という意見が出されておりますのでちょっとご意見が必要になってくるところかなと思います。

今後必要な取組ですが、本条文は、議員定数の増減の是非ではなく、市民広聴の手続及び市政課題の考慮を定めていることから、社会情勢の変化に応じて検証を行う必要がある。現在、議員活動実態調査、市民フォーラムによる市民の意見の聴取を踏まえ、定数の見直しについて検討しているが、今後も定期的に議員報酬の調査、比較検討、市民アンケート等を行うほか、議員活動

実態調査による数値化などを実施することにより、適正額の算出及び可視化を図っていく必要があるというところでございます。

出された意見は、奥和会さんから、早急に取りまとめを実施し見直し手続を進めるべきである。奥州みらいさんからは、定数についてまだ方向性が決まっていない。新奥会さんからは、市政の現状や課題、将来の予測や展望を十分に勘案する。無投票に左右されず、基本条例の検証に併せて定期的に定数についても考える機会を確保していくべき。その必要性を市民に問うのもよいと思う。この条文で委員会という表記を確認し、場合によっては条文修正が必要と思われる。公明党さんからは、人口減少で議員数に対して検討を行う、といった意見が出されています。

以上です。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。

まず、事務局に確認です。新奥会から出された「委員会」という言葉の内容の部分、確認されていましてでしょうか。それ次第だと思うんですが。

菊池次長。

○菊池次長 こちらの基本条例の条文の中で、定数の改定についての提案をする場合と、いうことで書いておりますけれども、こちらの提案というのが、議案の提出のことなのかなとこちらとしては理解しております。会議規則の中で、議案の提出に関して「第14条、議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。」という条文が1つありますし、もう1つが、「第2項、委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。」という条文がありますので、こちらをもって、議員と委員会ということで、基本条例の方も、基本条例の方が上なんですけれども、こういう整理で、委員会と議員ということで、こちらで述べていると理解をしているところであります。

議案を提案できるのが、議員個々であり、委員会であるという、そこから来ているのではないかと思います。

○委員長（小野優君） 今の説明は分かるんですけれども、そうするとこの議員定数の最終的には条例改正の部分なので、定数条例を改正することを提案するのも多分議運発議なので、この委員会が議運のことを指すということになるのかなって思うんですけれども、そうした場合、今、市民の意見を聞いたりとかフォーラム、調査をしているのが、市政調査会ですよね。市政調査会の名前で提出することはないので、市政調査会から上がってきたものを議運が条例を改正するという場合は提案者ということになると思うんですが、この条文でいくとその委員会がいわゆる市政の現状と課題を十分に考慮するという主体、調査主体まで議運ってこう読み取れてしまうんですけれども、その点の解釈。今も、委員会での便宜上のそういう組織の仕組みがそうだよというところであればいいんですけども、その辺の部分をどんなふうに捉えればいいのかというのをもう少しご解説いただけるといいんですが。

阿部委員。

○阿部委員 阿部です。改正する場合は、先ほども説明がありましたが、議会運営委員会として正式に発議をする、また議員として発議するということになるのですが、どちらにしても、市民

の意見をしっかり踏まえて市政の状況と課題を十分に考慮するということですので、そんなに悩む必要はないのではないかと思います。どうでしょう。

○委員長（小野優君） 小野寺委員。

○小野寺委員 小野寺です。私も委員会又は議員はでいいと思います。

というのは、多分おそらくこれも模範例で、このような書きぶりになっている基本条例だと思います。というのは、やっぱりそれなりに研究されて、模範例作られていると思いますので、うち方だけで独自で削除するとかってということじゃなく、まず当面このままにしておいてもいいのではないかなと思います。

及川委員、ここまで聞いて、どうでしょう。

○及川委員 小野寺委員から説明いただいた内容がそうなのかなって思いますのでこれでいいと思います。

○委員長（小野優君） それでは、管理評価3で条文の改正は不要であるという評価で定めさせていただきたいと思います。それから、段階評価、それから今後の取組の部分ですが、今現在、リアルタイムに調査されている部分なので、なかなか判断がちょっと今の段階でというところがあって、これが、ちょっとこの後の検証作業のスケジュールに関して今日この後説明があるんですけども、ここをいわゆる報告、最後は検証報告書という形にまとめて公表するんですが、おそらくそのタイミングと、この今やっているこの定数・報酬に関する取組がリアルタイムすぎるので、出すタイミングが、やっているときに出す評価なのか、定数・報酬に対しての結論が出た後にこの評価を下すのかというタイミングが難しいなと感じており、先ほどももう少し資料をそろえてから評価を定めたいという部分がありますのでここもまず、条文をいじる部分ではないですけども、この評価、それから今後の取組っていう部分に関してどのように表記するかという部分は、いずれ市政調査会の結果が出てからと改めてなるのかなと思うので、ここに関しては、評価と今後必要な取組に関しての文書を確定させるのは一旦、ここで預けさせていただいて、またそれが出てから、次の機会にさせていただきたいなと思うんですけども、これも今出さないで次以降に持ち越しでよろしいでしょうか。

廣野委員。

○廣野委員 廣野です。

確認です。個票の取組実績の一番下、なお書きがあります。

検討結果及び市民からの意見をもらって、7年3月までに定数に関する方向性を定める予定という文言がありますが、これはもう、確定をしてこれに向けて、それぞれ進めているって認識なんでしょうか。これはもう少しずれるとか、それと併せて、この検証報告書をいつ、7年度末なのか、今年の3月末なのか、その辺のスケジュール感が見えないのでちょっとそれだけ教えてください。

○委員長（小野優君） 菊池次長。

○菊池次長 取組実績の最後のなお書きの部分ですが、市政調査会としては、今年度中にある程度の方向性を出したいということで、飯坂会長と事務局で調整をしまして、2月議会の最中に、この定数・報酬に関して議員間討議を、全議員参加の議員間討議をまずしたいということで、今、調整をしております。

そこで改めて、議員の中の意見等を情報共有するというか、共有する場面を設けて、今後の方向性の方に、どうするかということをやっと考えていきたいということで進めていたということで、その意味でこういった表記にしています。

それから、報告書ですけれども、これまで協議をしてきていただいておりますけれども、管理評価、それから、段階評価、あと今後必要な取組、それから具体的に何をやっていくかという部分、さらにもう1項目増えるんですけど、そういった項目を成案にした段階で、第三者の方に評価をお願いしたいと考えております。それで、評価が終わった後に、さらに多少修正部分があると思いますけれどもその後に、修正が終わった時点で、公表するという形になるかと思っておりますので、この後詳しくは説明しますが、スケジュールとしては、今年度中の発表ということには当然ならないです。

なので、来年度、年度超えてから、9月議会の前には、考えているのは、6月・7月あたりの公表かなと考えておりますけれども、この後スケジュール詳しく、お話をしたいと思いますけれども、そういったスケジュール感で、今、事務局としては考えているというところでございます。

○廣野委員　あともう1点確認ですが、議員定数の改定については、最終的には、議運に預けられるんですか、市政調で決めるんですか。

なぜかっていうと、例えば今の市政調は、2月中に議員間討議をやる。その辺を確認した上で、1つの方向性を出すことだと思うんですが、そこでも、決めちゃうのか。

それをさらに議運に、あとは最終的に決定してくださいと投げかけられるのかどうか、そのちょっとイメージがわからないので、そこを確認したいと思います。

その上で、個票については、私はどの段階でもいいんですけど、現時点の評価でいいんじゃないかなって、ちょっと個人的に、どっちに転ぶかその定数が現状のままになるが、減らすとか何とかっては出るかもしれないけど、現時点の評価でやらないと結論が出ないと、なかなか評価なんですかここで言うところの、検証報告書が出てこないと思うので、私は、そのスケジュール感もそうですけど。私は現時点の部分で評価してこれはこれで閉めてしまうという方がいいんじゃないかなと思ったものですから、そういう意味での前提でちょっとお伺いしたものです。

○委員長（小野優君）　菊池次長。

○菊池次長　市政調査会で話し合った結果を、市政調の会長から議長に報告する形になるような形で考えております。

定数もですけれども報酬の方も含めて、こういう話し合いの結果を、ちょっと報告どういう形になるかは分かりませんが、議長に報告するようなプロセスを考えております。

その後、どのようにするかは議長と、また議長の考えもあると思いますので、今こちらの方ではっきりこうだろうということは、ちょっと申し上げられないかなと。議長にも確認をしてみないと、分からないと思います。

どちらの委員会に預けるといったような話までちょっと話は今しておりませんでしたので、そういった段階でのお話となりますのでご理解いただきたいと思います。

○廣野委員　余計な話かもしれませんが、おそらく今回は、議長マニフェストとしてこういうふうにしたいと、それぞれの部署に割り振ったわけですから。特に、この議員定数については市政調に、特命事項として議長マニフェストに従ってやったらすれば、私は今、次長が言ったよう

に、そのまま市政調で十分揉んでもらって、それを、議長に報告してそこで最終的に判断するという方が私は。わざわざ議運に戻って、前はなんか議運に来るような話もちらっと聞いたんですけど、そんなわずらわしい手続しなくてもいいのではないかと感じたもんですから感想だけ述べて終わります。

○委員長（小野優君） では、この評価に関して今廣野委員からは、現時点のものでも下すべきではないかという意見がありましたけども、ならばそういった形で進め、ここで評価させていただきたいと思います。今日評価するということによろしいでしょうか。

はい。であれば段階評価C、管理評価3で評価を定めさせていただいて、今後必要な取組という部分に関しても、今やっている部分も含めた文言としてもまず、ここに書いてあるとおりなのかなというところがありますので、事務局から説明がありました本条文はという部分から適正額の算出及び可視化を図っていくという部分で、これをもって議運としての評価、必要な取組とまとめさせていただきたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

ではこのように定めさせていただきます。

では、次の項目、お願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 続きまして第17条です。

こちらは、議員報酬の方ですので、先ほどの第15条の定数と一体でも説明すればよかったのかもしれませんがタイミングがずれて申し訳ありません。検証項目は、議員報酬の改定ということで、条文、検証内容については記述のとおりということですし、取組実績につきましても、先ほど議員定数と重なる内容がございますので、ここに書かれている内容となります。

それから、段階評価につきましても、A、B、C評価、それから空欄ということで出されておりますけれども、平均を取りますとCの評価になるということです。

評価の理由は、これも同じですけれども令和4年の改選時における選挙が無投票だったことを受けて、取組事項を進めている段階である。

なお、改定を提案する場合は、市民説明を行い、理解を得た上での見直しが必要はないかと考える。奥和会さんから取組を始めたばかりで評価できない。奥州みらいさんからは市民説明理解の上で見直し必要。新奥会さんから市民の意見を聴取していないという意見も出されています。管理評価といたしましては、4、3、2と出されておりますけれども、平均を取りますと3という評価になります。

ただ、先ほどと同じで、新奥会さんから2と出されている部分は、第15条と同じです。

それから、今後必要な取組は、本条文は議員報酬の増減の是非ではなく、市民広聴の手續及び市政における議員活動、役割、責務等の考慮を定めていることから、社会情勢の変化に応じて研修を行う必要がある、これも同じです。

現在、議員活動実態調査、市民フォーラムによる市民の意見の聴取を踏まえ、報酬の見直しについて検討しているが、今後も、定期的に議員報酬調査、比較検討、市民アンケートを行うほか、議員活動実態調査による周知など実施することにより、適正額の算出、可視化を図っていくということで同様の記述となっているものです。

奥州みらいさんからは、議員活動の数値化、なり手不足、報酬等市民に説明していく。新奥会

さんからは、その必要性を市民に問うのも良いと思う。公明党さんからは、議員報酬の見直しを行う、と出されていますのでいずれ定数と同じような内容のものです。

以上です。

○委員長（小野優君） 説明ありがとうございます。

先ほどの定数の部分と評価も同様になる部分もありますし取組に関してもそうなのかなと思いますので、ここに関してもまず、今の段階での結論ということで数値の方も、段階評価C、管理評価3と定めさせていただいて、評価の理由だったり、今後の取組というのを、先ほどの第15条の部分と同様にはなるんですが、こういった形で定めさせていただきたいと思うんですけども、それでよろしいかご意見お聞かせください。

先ほど同じ形になりますがこういった評価と定めさせていただきます。

菊池次長。

○菊池次長 報酬ですが、見直しの関係についてはいずれ、市政調の方で方向性を出すってところまでは一緒です。ですので、それを議長にあげると、報酬については当局の方で報酬の審議会が、特別職の報酬を審議する審議会がありますので、そちらの方にいずれかけなければならないということになりますので、今考えているのは、報酬をもし上げるというのであれば、議長の方から市長に対して、申し入れというか要望を行うと、市長の方で審議会の方に、議員の報酬を上げる旨の諮問を行うと、答申が上げるという答申になれば、前回上げた時の例であれば、市長の提案で議会にかかるような形になるかと思えます。

市長提案で、議員の報酬を上げるという議案が提出されるような形になるようなスケジュールになるかと思えます。

そういうスケジュールを今想定はしていますけれども、なので、基本条例の条文だと、委員会又は議員が改定について提案する場合はってということが書いてあるんですけど、あんまりそういう例が多分ないのかなと。

例えば、答申が諮問どおり答申されたのに、市長が提案しないとかっていうことになった場合に、議会側の方から提案することはあるのかなと思いますが、この条文どおりになる例はあまり考えられないっていうのが、実際のところだなと今考えておるところでございます。

補足です。以上です。

○委員長（小野優君） 廣野委員。

○廣野委員 参考までに聞くんですが、特別職の報酬審議会は、市の方で諮問に付して決定になるまでに1ヶ月かそんなもんで出て、要は例えば上げるとなったときに、少なくとも12月には間に合うようなスケジュール感で進めるっていう理解でいいですか。

○委員長（小野優君） 菊池次長。

○菊池次長 前回、平成30年に上がったときの資料を確認すると本当に諮問してから1ヶ月ぐらいで答申になっているようなスケジュールで前回行っていたようであります。

そこは、審議会次第だと思います。

○委員長（小野優君） 廣野委員。

○廣野委員 廣野です。こまい話ですがそうすると、当然、当初予算、来年度だと当初予算の骨格予算の中に入ると思うんですけど、庁内の予算要求はおそらく10月、11月だと思うんですけど、

それにもいずれ間に合わせるようにするという理解ですか。再度確認して終わります。

○委員長（小野優君） 菊池次長。

○菊池次長 前回、前回というか、平成30年、正確には平成29年度に、この案件が市長選挙、市議会議員選挙の本当に直前の話になりますけど報酬審議会が開催されたのが11月30日という記録がありますので、すぐ多分12月議会に条例改正が上がって、議決されたというスケジュールになっているかと思います。

なので、予算要求がどうなっているかは分らないですが、そこで、結果が出てないのでおそらく、事務局として増額要求はしていないんじゃないかと思います。

以上です。

○委員長（小野優君） では報酬の部分に関しては、ここまでとさせていただいて、次の項目、お願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 第20条です。これまで各条文の検証をやってきましたが、先ほど検証しました前文、第1条、そしてこの第20条の最高規範制、そして次の第21条がこの議会基本条例のまとめ的な部分になるのかなと考えております。

検証項目は、最高規範性ということで、条文、重々これまでも言われているとおりにかと思いますが、第20条、この条例は議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

検証内容としては、他の議会に関する条例、規則等の制定・改廃等に当たっては、本条例の趣旨を尊重し、本条例に定める事項との整合が図られていますかという内容です。

取組事項は、本任期における議会に関する条例、規則等の制定、改正等は以下のようなものがある。いずれも議会における最高規範である市議会基本条例と整合した内容の制定等となっているという状況です。

制定された条例、規則、規程等の内容は以下に記述があるとおりです。

段階評価は、取組項目ではないため段階評価をしないということで、管理評価です。

こちらはいずれの会派さんからも4の評価で、本条文は最高規範性について、不足なく規定されており、見直しを不要であるという評価です。

今後必要な取組ですけれども、議会はあらゆる議会活動において本条例の理念が反映されるようチェックすることが必要である。議会基本条例の検証を通じて議員が本条例を理解し、日頃の議員活動においても常に議会基本条例を基本とした行動が必要であるということで取組事項をまとめているものです。

以上です。

○委員長（小野優君） まず、段階評価がないという部分とそれから管理評価がどの会派からも4ということで来ておりますので、評価の理由も、見直しは不要ということでしたので、この部分に関しては議運の評価をこのとおりとさせていただきたいんですが、ご異論はないでしょうか。よろしいでしょうか。

< 「異議なし」との声あり >

ではこのようにさせていただきます。

じゃ、もう1つ最後お願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 第21条、この条例の見直しです。条文につきましては、この条例の見直しで第21条、議会は一般選挙を経た任期開始ごとにこの条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。

第2項、議会は前項の規定による検証の結果、制度の改善等が必要な場合は、市民の意見、社会情勢等の変化等を勘案し、この条例の改正を含めて、適切な措置を講じるものとするという内容になっています。

検証内容は、①議会はこの条例の目的が達成されているか、検証していますか。②議会は、制度の改善等が必要な場合必要な措置を講じていますか。

取組実績です。前任期で初めて議会基本条例の検証を行った。その検証における条例制定後、1度も見直しがなかったことは率直に反省すべきとの評価を受け、条例第21条の改正を行った。

改正の内容は参考で改正前の条文が書かれておりますので、この部分、アンダーラインがある部分を上のほうに記載があるとおり直したということです。

現在は、同条第1項に定める一般選挙を経た任期ごとの検証として、現任期の検証作業を進めているという状況です。

段階評価です。各会派さんからは、B評価又はA評価ということで出されております。

AのBの大分上の方の評価ということになるんですけれども、切り捨てという形になると、Bの評価ということになるものです。

段階評価の理由ですけれども、条文に見直しの時期及び検証を明記したことは評価できるということでBの評価とし、それから管理評価としましては、4又は3の評価と出されておりますので、切り捨てということになりますと3の評価ということになります。規定としては十分であり条文の見直しは不要であるということになります。

ただ、今後必要な取組ということになりますけれども、必要な規定を整備されたが、見直しの方法は手探り状態である。4年サイクルの見直しが効果的、効率的に行われるよう、検証の経過を次回の検証につなげるほか、見直しの研究も必要あるという形となっております。

以上です。

○委員長（小野優君） 最後、この条例そのものの見直しっていう部分でしたけども、段階評価が均してB、管理評価が均して3ということでしたので、前回の検証を報告した際にはここがC、2というところで、やってこなかったものをまずやりましょうというところに来ていましたので、そういった部分が上昇、良くなっているという捉え方をしてB、3と定めていいのではないかと思いますけども、この部分に関して何かご意見があればお願いいたします。

では、ここの評価もB、3と定めさせていただきたいと思います。

個票に関しては今全項目やってきた部分ですけれども、今日もありましたしそれ以外も、再度持ち越している部分もありますので、もう少しこの検証、個票の作業はこの後も続いていきますので、そちらの方のご協力お願いいたします。

さっきちょっと触れましたけどもこの以降のスケジュールについて、改めて事務局から説明をお願いいたします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 それでは先ほども質問がありました今後のスケジュールについてです。

これまで、令和6年9月から議会運営委員会での自己評価のまとめということで、これ当初の予定ですと年内に終わらせるということで進めてきたんですけれども、なかなかこちらの準備がうまく進まなかった部分もございまして、この自己評価のまとめの部分が、今まで2月まで至っているというような状況になっております。従いまして、後ろにありますスケジュールが若干後ろ倒しになるような形になっておりまして、令和7年3月に議会運営委員会でのPDCAサイクルシート、それから行動計画の整理を、これまでのスケジュールから変えまして4月までかけてやっていきたいと思っております。それから4月に、議会運営委員会での外部評価前検証結果の確定、全員協議会での確認、それから第三者への外部評価の委託ということで進めて参りたいと考えておりますし、5月ないし6月に、当初3月を目指した部分なんですけれども、第三者からの外部評価結果のフィードバック、アドバイス。

それから、議会運営委員会でのPDCAサイクルシート、行動計画の再調整、議会運営委員会での検証結果の確定、全員協議会での確認、検証結果及び行動計画の公表、そして6月を目途に行動計画の実施、そして9月に必要がある場合においては、議会基本条例の改正ということで、行きたいと考えているところでございます。

なお、前回の議会運営委員会の際、3月11日に青森大学の佐藤先生を招いて評価に関わる研修会を行う予定ということでお伝えしたんですけれども、報告書といいますか条例検証内容の進み具合がなかなか先生にお願いできる状態になっていないということもありましたので、この部分は内容を再度考え直した上で、委員の方に提示をさせていただきたいと考えているところでございますので、併せて説明させていただきます。

以上です。

○委員長（小野優君） という今後のスケジュールについてでしたけれども、何かご質問等ありますでしょうか。

今あったスケジュールの方でこの後も進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、協議事項の(2)基本条例の検証作業についてはここまでとさせていただきます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

4 その他

○委員長（小野優君） 4のその他になりますけれども皆さんの方から何かございますか。

事務局から。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 今後のスケジュールです。先ほどの当局からの議案説明の中にもありましたけれども、議会途中での議案提出が予定されるということで、議会運営委員会がおそらく2月26日になるのではないかとということで、議会中になりますけれども案内の方させていただくことが考えられますのでよろしくお願いいたします。

あわせて、議会基本条例の検証の議会運営委員会もご案内があると思いますので、その際はよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（小野優君）　ということでしたので次回もよろしくお願いいたします。
他にございませんね。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## 5 閉会

○副委員長（千葉敦君）　長時間にわたり慎重な審議ありがとうございました。  
これをもちまして議会運営委員会を閉会します。大変お疲れ様でした。